令和５年度　会員対象各種助成制度概略

（一社）高知県トラック協会

**１．安全装置等導入促進助成制度**

　　安全装置等の導入促進助成制度。

（対象期間：令和5年4月1日～令和6年2月末の間で導入支払い完了）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 助成額(千円) | 条件 | 限度 |
| 後方視野確認支援装置 | 3/4上限２０ | － | 後方・側方　各10台／社 |
| 側方視野確認支援装置 | 3/4上限２５ | 総重量7.5t以上 |
| 後方・側方視野確認支援装置ｾｯﾄ | 3/4上限４５ |
| ＡＩドライブレコーダ | 1/2上限３０ | ※１ | 20台／社 |
| 車内ドライブレコーダ | 1/2上限１０ | ※２ |
| トルクレンチ | 1/2上限３０ | － | 営業所数 |
| 布製タイヤチェーン | 1/2額 | ﾁｪｰﾝ規制適合品 | 保有車両30％ |
| ＩＴ機器を活用した遠隔点呼用携帯アルコール検知器 | ２０ | Ｇﾏｰｸ保有事業者 | 保有車両30％ |
| アルコールインターロック | ２０ | － | 保有車両30％ |
| 側方衝突警報装置 | 1/2上限３０ | 国の助成対象機種に準ずる車両総重量3.5t超 | 保有車両30％ |
| 血圧計 | 3/4上限５０ | 中小企業事業者に限る買取(一括･割賦)に限る | 1台／社 |
| ﾀｲﾔ空気圧等監視ｼｽﾃﾑ10輪以上 | 3/4上限１０ | － | 保有車両30％ |
| ﾀｲﾔ空気圧等監視ｼｽﾃﾑ10輪未満 | 3/4上限　５ |

※１：２つ以上のカメラで、前方と室内が記録でき、最低限ドライバーの目線をＡＩが解析し、運転中の危険な行動をリアルタイムで運転者及び管理者に警告し、事故リスクの軽減を支援する機能であること。

※２：常時ドライバーの状況が記録できること。

**２．国土交通省認定取得機構等関連事業助成制度**

　　国土交通省の認定取得機構等（自動車事故対策機構など）の行なう運輸安全マネジメント講習会・運行管理者一般講習・適性診断（一般・初任・適齢）受診助成制度。

　　　助成の額　　　運輸安全マネジメント等　5,200円

　　　　　　　　　　適正診断活用講座　　　　2,700円

　　　　　　　　　　運行管理者一般講習　　　3,200円

　　　　　　　　　　適性診断（一般）　　　　2,400円

　　　　　　　　　　　　　　（初任）　　　　4,800円

　　　　　　　　　　　　　　（適齢）　　　　4,800円

　　　　　　　　　　出張診断取扱手数料　　　　300円

　　　申込は直接自動車事故対策機構高知支所（℡088-831-1817）まで

（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月8日）

（限度：保有車両数×1.2名まで）

**３．運転記録証明取得助成制度**

　　　自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書(１名６７０円)の取得

助成制度。（限度：保有車両数×1.2名まで）

（助成対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月8日）

**４．ドライバー等安全教育訓練促進助成制度**

　　　安全意識向上及び運転技能向上等を目的とした訓練の実施を促進するため、総合的な安全運転研修施設にドライバー又は安全運転管理者を派遣し、指定された訓練・研修コース（２泊３日・１泊２日）受講促進制度。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 助成内容 | 限度 |
| 特別研修（３日コース） | 受講料の70％(Gﾏｰｸ取得事業者は全額) | ２名／社 |
| 一般研修（２日コース） | 受講料の１／２額 |

国等と全ト協の補助金は重複して申請できません。

（対象期間：令和5年4月1日～令和6年2月末の間で受講、支払い完了）

**５．ＳＡＳスクリーニング検査受診助成制度**

　　睡眠時無呼吸症候群(ＳＡＳ)対策として、指定検査機関で簡易スクリーニング検査

受診助成制度（助成額：＠５,０００円／名、上限：保有車両数×1.2名まで）

・高知鏡川病院　　　　　　　　　　 　TEL 088-833-4328 FAX 088-833-4030

・NPO法人睡眠健康研究所　　　　　 　TEL 03-5355-9941 FAX 03-5355-9956

・NPO法人大阪ﾍﾙｽｹｱﾈｯﾄﾜｰｸ普及推進機構 TEL 06-6965-3666 FAX 06-6965-5261

（助成対象：令和6年2月末までに診察、支払い完了）

**６．環境対応車等導入促進助成制度**

　　　環境保全対策を推進するため、低公害車等導入助成制度。

※国の助成は別途定めあり（ 未定 ）

　　●ハイブリッド車等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 助成予定額(千円) | 限度 |
| 最大積載量４ｔ未満（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ） |  | １４７ | １台／社電気ﾄﾗｯｸは中小企業に限る |
| 最大積載量４ｔ以上（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ） |  | ４３５ |
| 車両総重量１２ｔ超（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ） |  | ５００ |
| 車両総重量２.５ｔ超（電気） |  | ５００ |

（助成対象：令和5年4月1日～令和6年1月31日の間に受付を済ませ、

令和6年2月末までに登録・支払完了が可能な車両）

* ハイブリッド車等は低公害車導入促進助成交付申請書別途あり、詳細は協会まで。

**７．アイドリングストップ支援機器導入助成制度**

　　　会員事業所のドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能なことが認められる車載用冷暖房機器の導入助成制度。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 助成額(千円) | 限度 |
| エアヒータ | ３／４上限６０ | 保有車両３０％ |
| 車載バッテリー式冷房装置 |

国等と全ト協の補助金は重複して申請できません。

（助成対象：令和5年4月1日～令和6年2月末の間で導入支払い完了）

**８．ＩＳＯ１４００１・グリーン経営認証取得促進助成制度**

　　　環境問題に配慮した経営を促進するため、「ＩＳＯ１４００１」「グリーン経営」の認証取得促進助成制度。助成額：取得時に５万円、更新時に2.5万円。

（助成対象：令和5年4月1日～令和6年2月末の間で取得/更新されたもの）

**９．中小企業大学校受講促進助成制度**

　　　経営者・管理者が中小企業大学校の経営戦略講座など指定の講座を受講促進助成制度。助成額：受講料の２／３（限度：１名／社　中小企業者に限る）

（助成対象：令和5年4月1日～令和6年2月末の間で受講支払い完了）

**10．自家用給油施設設置助成制度**

　　燃料高騰対策等として軽油給油施設の新設、タンクの代替え及び増設に対する助成制度。　　※公募期間（令和5年8月1日～10月31日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 助成額(千円) | 限度 |
| 軽油給油施設の新設 | １，０００ | 公募期間内に予算額を超過した場合は助成額を減額する場合がある | １回／社 |
| 軽油専用ﾀﾝｸの代替・増設 | ３００ |

（助成対象：令和5年4月1日～令和6年2月末までに完成検査証明証の

交付を受け、支払完了したもの）

**11．経営診断助成制度**

　　　経営改善に取組む会員事業者が、経営実態の把握と課題を抽出するために必要な総合的経営診断を実施する場合の助成制度。

　　ステップ１：診断費用の１／２で上限８万円（Gマーク取得事業者は上限10万円）

ステップ２：診断費用の上限２万円（Gマーク取得事業者は上限３万円）

　　　※診断士の出張費用は含まない。

　　　※公募期間（令和5年6月1日～令和6年2月末　予定）

**12．セーフティーネット信用保証料の１／２助成制度**

　　　国が定める「セーフティネット保証」「災害関係保証」または、県が定める「セーフティネット制度融資」に対し高知県信用保証協会より保証を受けた場合、その保証についての助成制度。

　　　　　助成額 ：保証料の１／２（上限１０万円）

（対象期間：令和5年4月1日～令和6年2月末の間で融資実行分）

**13．点呼支援機器等導入助成制度**

　安全管理、労働環境改善等のため、点呼に係る支援機器等の導入促進助成制度。

　　　助成額：初期導入費用額（オプション・ランニングコストは含まない）

（対象期間：令和5年4月1日～令和6年2月末の間に導入支払い完了）

**14．労務管理対策相談助成制度**

　　会員事業所の労務管理問題への円滑な対応を促進するため、専門家を派遣する制度。（助成対象：令和5年4月1日～令和6年2月末の間で労務相談を受けたもの）

**15．ＡＴ車両導入促進助成制度**

　　　少子高齢化時代における若年層の労働力確保及び育成・定着対策の推進に努める車両導入助成制度。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 助成額(千円) | 限度 |
| 　車両総重量３．５ｔ以上７．５ｔ未満 |  | ３０ | ５台／社 |
| 車両総重量７．５ｔ以上１１ｔ未満 |  | ５０ |

（助成対象：令和5年4月1日～令和6年2月末までに登録・支払完了車両）

**16．インターンシップ導入促進支援助成制度**

　　　少子高齢化時代における若年層の労働力確保の促進を図るため、学生による職場体験（インターンシップ）の受入れ実施に対する助成制度。

　　　※全日本トラック協会HPトップページ＞インターンシップ受入事業者からの

登録が必要となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受入期間 | 助成額(千円) | 備考 |
| ３日間 | 　９０ | 受入期間は同一学生に対する受入期間であり、受入人数にかかわらず左記の助成額とする。助成対象は中小企業者に限る。 |
| ４日間 | １１０ |
| ５日間以上 | １３０ |

（助成対象：令和5年4月1日～令和6年2月末までに完了）

**17．働きやすい職場認証制度取得促進支援助成制度**

　　　少子高齢化時代における労働力確保及び定着維持を図るための取得促進助成制度。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 新規助成額(千円) | 継続助成額(千円) |
| 本社 | ５０ | ３０ |
| 本社外 | 　５ | ３ |

　　　（助成対象：令和６年２月末までに支払い登録完了）

※令和４年度に取得された場合は、一部助成対象となる場合がございますので、詳細につきましては、県ト協までお問合わせください。

**18．資格等取得促進助成制度**

　　少子/高齢化時代における労働力確保を図るために必要な資格取得費用の補助制度。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 助成額(千円) |
| Gﾏｰｸ取得会員事業者 | Gﾏｰｸ未取会員事業者 |
| 大型免許 | ３／４上限３００ | １／２上限２００ |
| 中型免許　（限定解除含む） | ３／４上限１４０ | １／２上限１００ |
| 牽引免許 | ３／４上限１２０ | １／２上限１００ |
| 準中型免許（限定解除含む） | ３／４上限１００ |
| 特例教習 | １／３上限１００ |
| フォークリフト運転技能修了証 | １０（11Ｈ講習除く）陸災防高知県支部講習に限る |

（助成対象：指定自動車教習所等で、令和5年4月1日～令和6年2月末の間に取得、支払完了した者。但し採用前の取得者は、採用内定通知書の交付があり９０日以内に入社した者に限る。また、高卒新規採用者は、在学中（R5.4.1以前）に入校した場合でも採用内定通知の交付を受けた者は対象とする。）

**※資格等取得者が免許取得後、または、採用日から３１日以内に退職した場合、助成金は交付しない。助成金交付後、退職した場合は助成金を返金しなければならない。**

※９０日とは、免許取得日から健康保険被保険者証の資格取得日の間とする。

※Ｇマーク取得事業者とは、令和６年３月１日現在での取得事業者とする。

※令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に、準中型免許を取得・特例教習を受講修了した場合は、助成対象となる場合がございますので、詳細につきましては、県ト協までお問合わせください。

**19．近代化基金融資利子補給助成制度**

　　　物流施設の整備、車両購入等の設備資金について、県ト協による商工中金推薦融資により融資を受けた場合の利子補給の補助制度。（融資総枠７．４億円）

　　　詳細につきましては、本ガイド最終ページをご参照ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 融資限度額 | 利子補給率 | 償還期間 |
| 2,000万円 | 年 ０．４％ | ５年以内 |

（募集期間：令和5年4月1日～令和6年1月末）

**（補足説明）**

1. 各種助成の対象は、県内の会員事業所に所属されている方、モノ等とする。
2. 各種助成対象経費には、消費税及び取付手数料は含みません。
3. 各種助成金申請書の提出期限は、助成対象期間の最終日とします。
4. 国の助成制度を利用する場合は、機種や承認を受けた後に登録など別途要件がありますのでHP等でご確認ください。
5. 各助成制度については、要綱等により導入・利用要件、申請受付期限及び実績報告(請求書)の提出期限などが定められていますのでご注意願います。
6. 上記の助成制度のうち、全ト協と協調助成となっている制度については、全ト協の予算措置額が終了した場合には、終了もしくは、助成額が減額されることとなります。
7. 各助成制度については、県ト協予算に達した場合は中止・減額される場合があります。
8. 県ト協が定める事項に違反、もしくは、虚偽その他不正な手段により助成金を受け取った場合、または、法人並びに役員が、高知県暴力団排除条例第２条1号２号３号５号及び第１９条に抵触した場合は、助成金の全部もしくは一部返還を命じる。